処 分 基 準

平成27年4月1日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第10条の6第6項

処 分 の 概 要:保管に係る銃砲に関する措置命令

原権者(委任先): 宮城県公安委員会

法 令 の 定 め:

・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項(教習用備付け銃に関する措置命令)、 第10条の4第1項(銃砲の保管)、第10条の6第6項

処 分 基 準:

・ 当該銃砲の保管が銃砲刀剣類所持等取締法第10条の4第2項又は第3項の規定 に違反している場合は、法第11条第1項第1号の規定により許可の取消しを行う 場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準 に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。

その他危害予防上必要がある場合(保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。)については、所持者が通常受認すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。

問 合 せ 先:警察本部生活安全企画課(電話022-221-7171) 又は警察署生活安全課

備 考: